

厚生労働省
群馬労働局発表
令和 8 年 9 月 7 日

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 大石 奈津生

荷主特別対策担当官 荒井 教隆

(電 話) 0 2 7 - 8 9 6 - 4 7 3 5

道路貨物運送業の事業場に対する 令和 7 年の監督指導等の状況を公表します

～73 事業場のうち労働基準関係法令違反事業場は 61 事業場 (83.6%)～

群馬労働局（局長 上野康博）は、県内の労働基準監督署が、令和 7 年に道路貨物運送業の事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめたので、公表します。

令和 7 年の監督指導の概要（詳細は別紙 1－1、事例は別紙 1－2 参照）

■ 監督指導を実施した事業場は 73 事業場。

うち、労働基準関係法令違反が認められたのは、61 事業場 (83.6%)。

また、改善基準告示*違反が認められたのは、49 事業場 (67.1%)。

※ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）

■ 主な労働基準関係法令違反事項は、

①労働時間 26 事業場 (35.6%)、②割増賃金の支払 13 事業場 (17.8%)、③労働時間の把握 5 事業場 (6.8%)。

■ 主な改善基準告示違反事項は、

①最大拘束時間 41 事業場 (56.2%)、②休息期間 28 事業場 (38.4%)、③総拘束時間 25 事業場 (34.2%)、

④連続運転時間 17 事業場 (23.3%)。

群馬労働局及び県内の労働基準監督署では、引き続き、道路貨物運送業の事業場に対し、労働基準関係法令や改善基準告示の周知・啓発に努めるとともに、法令等の違反の疑いがある事業場に対しては、監督指導を実施するなど、適正な労働条件の確保に取り組んでいくこととしています。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していくこととしています。

なお、令和 4 年 12 月 23 日の改善基準告示の改正に伴い、群馬労働局及び県内の労働基準監督署のメンバーによる「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。（別紙 2－2 参照）

（別紙 1－1）道路貨物運送業の事業場に対する監督指導等の状況（令和 7 年）

（別紙 1－2）令和 7 年の監督指導の事例（群馬労働局）

（別紙 2－1）自動車運転者の「改善基準告示」等の主な内容（令和 6 年 4 月 1 日適用）

（別紙 2－2）発着荷主等に対する要請の取組（群馬労働局）

（別紙 2－3）発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット

1 監督指導の状況

(1) 監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施 事業場数	労働基準 関係法令違反 事業場数	主な違反事項		
		労働時間	割増賃金	労働時間の把握
73	61 (83.6%)	26 (35.6%)	13 (17.8%)	5 (6.8%)

<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
		最大拘束 時間	休息期間	総拘束 時間	連続運転 時間	最大運転 時間
73	49 (67.1%)	41 (56.2%)	28 (38.4%)	25 (34.2%)	17 (23.3%)	15 (20.5%)

<注> 最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間
総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大運転時間：1日及び1週間当たりの運転時間

(3) 令和5年から令和7年までの3年間における監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

	令和5年	令和6年	令和7年
監督実施 事業場数	78	84	73
労働基準 関係法令違反事業場数	65 (83.3%)	71 (84.5%)	61 (83.6%)
改善基準告示 違反事業場数	48 (61.5%)	48 (57.1%)	49 (67.1%)

2 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

道路貨物運送業の事業場におけるトラック運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

	令和5年	令和6年	令和7年
労働基準監督機関 から通報した件数	14	5	10
労働基準監督機関 が通報を受けた件数	31	20	9

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

事例

群馬労働局

長時間労働の疑いのある事業場に対して監督指導を実施

概 要

- 複数のトラック運転者が、36協定で定めた時間外労働の上限時間（月99時間）を超え、最長で1か月当たり151時間の違法な時間外労働が認められた。
- 更に、36協定とは別の拘束時間に係る労使協定は締結されているものの、同労使協定の限度時間を超えてトラック運転者の総拘束時間が月310時間を超えており、改善基準告示に違反する運行が認められた。
- 衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関することについて、調査審議がされていないことが認められた。

労働基準監督署の対応

- 36協定で定めた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第32条第1項・第2項違反（労働時間）

- 1箇月の総拘束時間が310時間を超えていたことについて是正勧告した。

指導事項

改善基準告示違反（最大拘束時間）

- 衛生委員会は実施されていたものの、付議事項として、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関することを調査審議していなかったことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第18条第1項（衛生委員会）
労働安全衛生規則第22条（衛生委員会の付議事項）

指導後の会社の取組

- 取引先に対する付帯業務削減の申し入れを行い、これが受け入れられたこと、時間外労働時間数が60時間に到達するとアラートで注意喚起する勤怠管理を導入したこと等により、36協定の範囲内の時間外労働・休日労働とし、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。
- 上記に加え、乗務計画を見直すことで、拘束時間を縮減した。
- トラック運転者の時間外労働時間数を一覧できる勤怠管理一覧表に見直すなどにより、長時間労働の抑制を図るよう調査審議することとし、労働安全衛生法違反が是正された。

自動車運転者の「改善基準告示」等の主な内容

	1日の休息期間	1日の拘束時間	年・月の拘束時間	その他
トラック 	継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 8 時間 下限が週 2 回まで可。その場合、運行終了後 12 時間以上 を確保。	原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 2 回までが目安 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 16時間が週 2 回まで可。	(原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 284 時間以内 (例外) 年 3,400 時間以内 かつ 月 310 時間以内 ※1月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (その他個別の規定あり)
タクシー 	継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限	原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安	(日勤) 月 288 時間 以内	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例
バス 	継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限	原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安	(原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 281 時間以内 (例外 ※貸切バス等乗務者の場合) 年 3,400 時間以内 かつ 月 294 時間以内 など ※4週平均の基準も選択可	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 ・ 軽微な移動が生じた場合の特例

※ 自動車運転の業務に係る上限規制については以下のとおり。
 ⇒ 時間外労働：年960時間以下（令和6年4月1日適用）

発着荷主等に対する要請の取組

1 荷主特別対策チーム（令和4年12月23日編成）

【編成の目的】

- ・ 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- ・ しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、都道府県労働局の「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行っています。

【荷主特別対策チームの概要】（群馬労働局）

- 「荷主特別対策チーム」は、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する群馬労働局及び労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- 労働基準監督署のメンバーが、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請しています。
- 群馬労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行っています。
- 厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署のメンバーが要請等を行っています。また、同メール窓口に寄せられた情報等を国土交通省に提供しています。

※URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



2 長時間の荷待ちの改善に向けた発着荷主等に対する取組

	令和4年12月～令和8年7月 (群馬労働局)
労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の事業場数	886
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	160

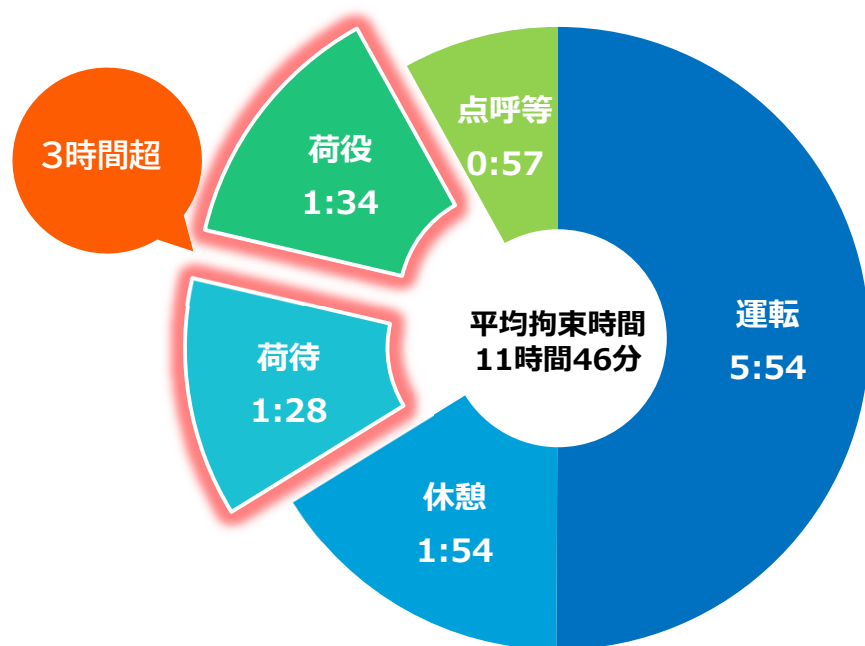
STOP!



長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動
になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

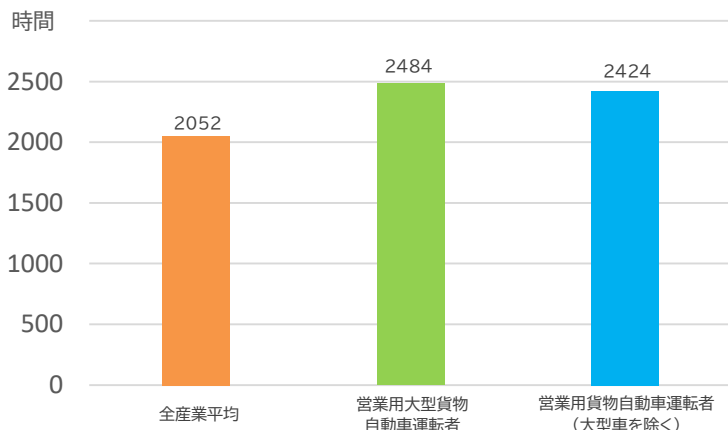
出典：国土交通省「ドライバー実態アンケート調査(R6)」





他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

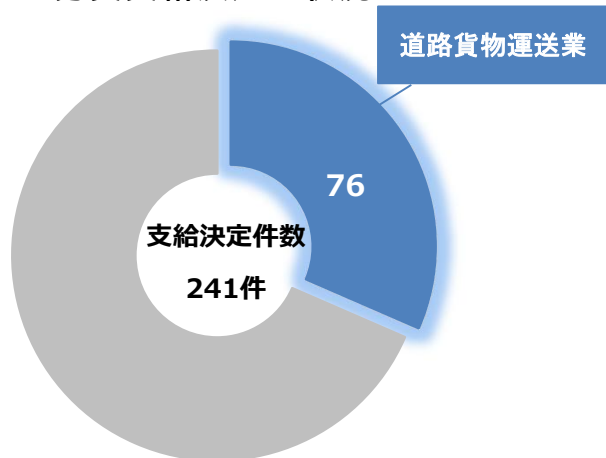
年間の労働時間



厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」より

トラックドライバーは、他の職業と比較して、長時間労働の実態にあります。

業務災害に係る脳・心臓疾患の
労災支給決定の状況



厚生労働省「令和6年度『過労死等の労災補償状況』」より

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多く、支給決定件数の約3割を占めています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行など
トラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。



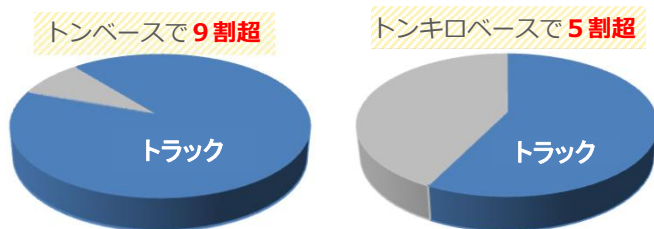
このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。



トラック輸送は、国内貨物輸送において
最も大きな割合を占めています。

国内貨物輸送量

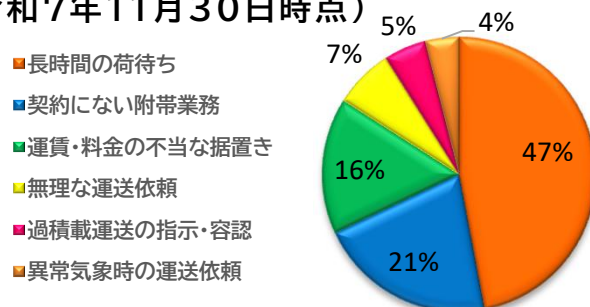


出典:国土交通省「自動車輸送統計年報」「鉄道輸送統計年報」「内航船舶輸送統計年報」「航空輸送統計年報」(令和6年度)より

トラック・物流Gメンによる「働きかけ」等を行った荷主のうち約7割で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」が認められています

こうした状況を踏まえると、
発着荷主の皆さまにも長時間の
荷待ち等の削減に向けた取組を
行っていただく必要があります。

国土交通省による「働きかけ」等における荷主起因の違反原因行為※の割合 (令和7年11月30日時点)



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1

長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト



※令和8年度から荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等に対する支援を行っています。



「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(令和5年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



2

改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。令和6年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



※令和7年6月に公布されたトラック適正化二法により、トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の運送事業者が行う運送を利用するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を下回らないようにすることが定められました(施行日:公布の日から3年以内)。これにより標準的運賃については廃止されますが、施行までの間、引き続き運賃交渉の参考とされます。

物流の生産性向上・適正化に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、令和6年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという課題に直面しています。

こうした中、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が施行されているほか、トラックドライバーの処遇改善やトラック運送業界の健全化の推進を目的としたトラック適正化二法が、順次施行されています。

「改正物流法」の主な事項

- ・ すべての発荷主・着荷主(企業規模を問わない)と物流事業者に対して
⇒ 荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置が努力義務化
- ・ トラック事業者の取引に対して
⇒ 運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等が義務化

「トラック適正化二法」の主な事項

- ・ 荷主等に対して ⇒ 違法な「白トラ」の利用を禁止(罰則付)
- ・ 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して
⇒ 再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化



トラックポータルサイト内
物流情報局(荷主向け)

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、
物流の生産性向上・適正化に向けた取組にご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		